

健康保険法189条1項の被保険者の資格に関する 処分と被扶養者非該当通知

最高裁判所第三小法廷令和4年12月13日判決
(令和3年(行ヒ)第120号)民集76卷7号1872頁

原田 啓一郎*

I 事実の概要

1 健康保険組合N(以下、「本件組合」という。)は、その組合員X(原告、控訴人、上诉人)の妻Aを健康保険法(平成26年法律第69号による改正前のもの。以下、「健保法」という。)3条7項1号所定の被扶養者に該当するとしていた。なお、平成29年4月1日に合併によって本件組合の権利義務は、健康保険組合Y₁(被告、被控訴人、被上诉人)に承継されている。

2 Aは、平成15年ごろからパートタイム従業員として月7、8万程度の収入を得ていたが、平成25年1月からは、これに加え小売販売等を内容とする個人事業を開始した。

本件組合は、平成27年6月19日付けで、事業主を介して、本件組合の組合員に対し、組合員の被扶養者に係る確認をするために必要な書類の提出等を求めた。これに対して、Xは、本件組合に対し、Aの平成26年分の所得税に係る確定申告書を提出した。

3 Nでは、被扶養者の認定に係る取扱基準(以下、「本件組合基準」という。)を設け、これに沿って被扶養者の認定に関する判断を行っていた。本件組合基準によると、生計維持要件については、①被扶養者として届出があった者(以下「認定対象者」という。)の年間収入が130万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であ

る場合は、原則として被扶養者に該当するものとする、②認定対象者について、①の収入を算定するに当たっては、その者が自営業者であっても、所得税法上の所得金額ではなく、必要経費を控除しない売上金額を基準とする、としていた。

Aの平成26年の売上金額は、本件組合基準に照らして、年間収入が130万円未満であることの要件を満たさなくなった金額であった。そこで、本件組合は、平成27年9月10日付けで、Xに対し、Aの平成26年分の収入が扶養認定の基準以上となったことを理由として、平成26年1月1日付けでAがXの被扶養者に該当しなくなった旨を決定したことを通知した(以下、「本件通知」という。)

4 Xは、平成28年7月28日付けで、本件通知による処分を不服として、B社会保険審査官に対し審査請求をしたが、社会保険審査官は、本件通知には処分性が認められないから、本件通知に対する不服申立ては健保法189条に基づく審査請求の対象とはならないとして、平成28年8月5日付けで、Xの審査請求を却下する旨の決定(以下、「本件決定」という。)をした。また、Xは、平成28年10月5日付けで、本件決定を不服として、社会保険審査会に対し再審査請求をしたが、社会保険審査会は、平成29年3月31日付けで、Xの再審査請求を却下した(以下、「本件裁決」という。)

5 これを受けXは、①本件組合の権利義務を合併によって承継した健康保険組合Y₁に対しては、本件通知による処分の取消しを求め、②国Y₂に対

* 駒澤大学法学部 教授

しては、本件裁決等が違法であるとして、本件裁決の取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求め、平成29年8月9日に提訴した。

6 原々審の広島地裁判決（広島地判令和元年10月8日民集76巻7号1894頁）は、本件通知は行政事件訴訟法3条2項所定の「処分」に当たるとした上で、生計維持要件の該当性判断については、保険者に裁量権があるとし、本件組合がAをXの被扶養者に該当しないとすることは生計維持要件の趣旨を損なうものとはまでは評価できないから、裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たるとはいえないとした。

また、本件通知に対する不服申立てが、健保法189条1項に基づく審査請求及び再審査請求の対象となともいえず、Xの審査請求及び再審査請求をいずれも却下した本件裁決等は適法であるとして、Xの請求をいずれも棄却した。これを不服としてXが控訴した。

7 控訴審の広島高裁判決（広島高判令和3年1月21日民集76巻7号1931頁）は、第1審判決同様に、本件通知には処分性が認められるとした上で、被扶養者の年間収入の算定方法については、各保険者の合理的な裁量判断に委ねたものとした上で、認定対象者が自営業者である場合に、その年間収入を、売上原価を差し引く前の売上高により認定する旨定めた売上基準規定が、本件組合に与えられた裁量を逸脱した違法なものであるとはいえず、本件組合がAをXの被扶養者に該当しないと判断したことは違法とはいえないとした。

また、本件通知は、健保法189条1項にいう「被保険者の資格に関する処分」に該当せず、本件通知に対する不服申立てとして社会保険審査官に対して行った審査請求は不適法であり、適法な審査請求を経ずに行われた裁決行政庁に対する再審査請求もまた不適法であることから、これを却下した本件裁決は適法であるとして、本件裁決の取消請求及び損害賠償請求のいずれも棄却した。

8 これを不服として、Xが上告申立てを行った。

II 判旨

一部破棄自判、一部棄却

1 「いわゆる国民皆保険制度が採用されている我が国においては、健康保険等を利用しないで医療機関を受診する者はほとんどないため、健康保険組合から、被保険者の親族等が被扶養者には該当しないと判断され、被扶養者に係る被保険者証が交付されない場合には、当該親族等については、国民健康保険の被保険者の資格の取得につき届出をしない限り、適時に適切な診療を受けられないおそれがあることとなる。」

2 「被扶養者に係る保険給付に関する法律関係は、事柄の性質上、多数の者について生じ得るところ、上記のとおり、健康保険制度を含む医療保険制度全体の仕組みの下においては、被保険者の親族等が被扶養者に該当することは被扶養者に係る保険給付が行われるための資格としての性質を有し、その該当性の有無によって当該親族等に適用される医療保険の種類が決せられるものということができる。また、被扶養者に係る被保険者証が交付されない場合には、被保険者の親族等に生活上の相当の不利益が生ずることとなる。こうした点に照らすと、上記該当性についての健康保険組合の判断は、被保険者及びその判断の対象となった親族等の法律上の地位を規律するものであり、被保険者の資格の得喪について健康保険組合による確認という処分をもって早期に確定させるものとされている（法39条1項）のと同様に、上記判断を早期に確定させ、適正公平な保険給付の実現や実効的な権利救済等を図る必要性が高いものということができる。法は、以上のような点に鑑み、健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者が被扶養者を有するかどうかについては、健康保険組合においてその認定判断をし、その結果を被保険者に通知することを当然に予定しているものと解される。規則が、被扶養者届や被扶養者に係る被保険者証の交付のほか、被扶養者に係る定期的な確認について規定しているのも、法の上記の趣旨を受けたものということができる。そうする

と、上記の通知は処分に該当すると解するのが相当である。」

3 「法189条1項が被保険者の資格等に関する処分について、社会保険審査官に対する審査請求及び社会保険審査会に対する再審査請求という特別の不服申立ての制度を設けた趣旨は、これらの処分が多数の被保険者等の生活に影響するところが大きいこと等に鑑み、専門の不服審査機関による簡易迅速な手続によって被保険者等の権利利益の救済を図ることにあるものと解され、[その趣旨は、上記の健康保険組合による被扶養者に係る認定判断の結果の通知にも妥当するというべきである]。したがって、「健康保険組合が被保険者に対して行うその親族等が被扶養者に該当しない旨の通知は、法189条1項所定の被保険者の資格に関する処分に該当すると解するのが相当であり、[本件通知について法189条1項に基づく不服申立てをすることができないとした原審の前記判断には、同項の解釈適用を誤った違法がある]。」

4 本件審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法4条1項所定の「審査請求期間を徒過してされた不適法なものといわざるを得ないから、本件再審査請求を却下した本件裁決の取消請求を棄却すべきものとした原審の判断は、結論において是認することができる」。「しかしながら、・・・本件審査請求が不適法である以上、上記取消請求に係る訴えは、不服申立ての前置を規定する健保法192条の要件を満たさない不適法な訴えであることが明らかであり、これを却下すべきである」。

5 「以上に説示したところによれば、本件決定及び本件裁決の違法を理由とする損害賠償請求は理由がない」。

なお、宇賀克也裁判官の反対意見がある。

III 解説¹⁾

結論には賛成である（判旨3については一部疑問がある）。

1 はじめに——本判決の意義と位置付け

(1) 本事案は、健保法上の健康保険組合Nが被保険者Xに対して行った、Xの妻Aについて被扶養者に該当しないとする本件通知について、①本件通知に処分性が認められるか、②Y₁が行ったXの妻AをXの被扶養者に該当しないとしたことに違法性はあるか、③本件通知に対する不服申立てが健保法189条1項に基づく審査請求及び再審査請求の対象となるか、が争われた事案である。本判決は、①及び③についてはいずれも認めた上で、③については、本件審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法4条1項所定の審査請求期間を徒過してなされた不適法なものであるとした原審の判断を是認するとともに、本件通知の取消請求については、不服申立ての前置を規定する健保法192条の要件を満たさない不適法な訴えであるとして、これを却下すべきであると判断している。このため、②については、本判決では判断がなされていない。

(2) 被扶養者の認定に関して争われた事案については、これまでに公刊されている社会保険審査会の裁決や下級審裁判例の中に僅かではあるがみられる。

社会保険審査会の裁決²⁾では、被扶養者認定を不該当とする健康保険組合の通知は、被扶養者認定を不該当としたことを請求人である被保険者に通知したものであり、被扶養者認定不該当日の前後において、請求人の被保険者としての地位に変更はなく、その法的地位に何らの影響を及ぼすものではないことから、審査請求及び再審査請求の対象となる被保険者の資格に関する処分には当た

¹⁾ 本件に関する判例評釈・解説として、徳本（2023）、児玉（2023）、匿名解説（2023）、林（2023）、森田（2023）、山本（2023）がある。

²⁾ 平成29年3月31日裁決（平成28年（健）第642号）（厚生労働省「社会保険審査会裁決例一覧」（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/syakai/dl/05-h28_29/05_01.pdf, 2023年9月27日最終閲覧））。

らないし、保険給付に関する処分にも該当しないとしている。

また、外国籍の母親を被扶養者にしようとして被保険者（組合員）が健康保険組合に申請をしたところ、被扶養者とは認定できない旨を通知されたことを不服として、健康保険組合契約上の被扶養者としての権利を有することの確認を求めた仮処分命令申立の事案³⁾では、被扶養者の認定によって生ずる権利関係は、保険給付の範囲及びその内容が決定されるという保険給付に係る公法上の権利関係にはかならないから、行政事件訴訟法44条の「公権力の行使に当たる行為」に該当するとして、債権者である被保険者の申立を却下している⁴⁾。

(3) 以上のように、従来の下級審裁判例では、特殊な事例ではあるものの、被扶養者認定の処分性を肯定的に解するものが見られるが、社会保険審査官及び社会保険審査会による審査請求実務では、被扶養者認定に関するものについては、健保法189条1項所定の不服申立ての対象外としてきた⁵⁾。このような中、本判決は、健康保険組合が被保険者に対して行うその親族等が被扶養者に該当しない旨の通知は、健保法189条1項所定の「被保険者の資格に関する処分」に該当するとし、かつ、社会保険審査官及び社会保険審査会に対して同項

所定の不服申立てをすることができるとの判断を初めて示した最高裁判決である。この点において、本判決は理論的に重要な意義を有する。また、本判決の判断は、被扶養者の認定に関する審査請求及び再審査請求の実務に対しても一定の影響を与えるものと考えられ、本判決以降、保険者である健康保険組合や行政のWebページ等において従来の説明を修正する動きが見られる。

2 本件通知の処分性

(1) 行政事件訴訟法3条2項が規定する取消訴訟の対象となる行政庁の処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為により直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最一小判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁）。

健保法では、被保険者資格の得喪について、被保険者資格の確認という行政処分⁶⁾によりその効力を生じさせる（健保法39条1項⁷⁾。これに対して、被扶養者の該当性について、健保法では、被扶養者届の届出の手續の規定は見られるものの、被扶養者の認定手續は規定されておらず、被保険者資格の得喪のように確認に関する規定もない⁸⁾。このようなことから、被扶養者非該当通知の処分性を否定する見解も見られた⁹⁾。この点、原審及

³⁾ 東京地決平成25年6月25日賃金と社会保障1638号43頁、同抗告審：東京高決平成25年8月15日賃金と社会保障1638号48頁。本抗告審の判例評釈として、島崎（2016）がある。もっとも、本事案は、私法上の法律関係を前提とする仮処分命令申立事件において、被扶養者の認定が、民事保全法に規定する仮処分の排除を求める行政事件訴訟法44条所定の行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為であるかを判断したものであることに留意する必要がある。

⁴⁾ このほか、事案はやや特殊ではあるが、日本年金機構が、父母の離婚後父の被扶養者とされていた子につき、母から、DVを理由として保護した旨の婦人相談所等の証明書を添付して父の被扶養者から外れる旨の申出がされたことを理由に、父の被扶養者から外した処分が、健康保険法3条7項1号に反するものとして違法であるとされた事案では、被扶養者から外す処分について、処分性があることを前提に判断がなされている（札幌地判平成30年9月11日裁判所ウェブサイト）。

⁵⁾ 例えば、全国社会保険協会連合会（2001）47-48頁では、「行政不服審査法により直近上級庁へ審査請求するもの」として、「被扶養者の認定、不認定」を挙げている。廣部編（2019）11-12頁、厚生省保険局健康保険課編（1955）23頁も参照。

⁶⁾ 大阪高判昭和37年10月26日高民集15巻7号549頁。

⁷⁾ 岩村（2001）55頁、法研（2017）342-344頁参照。

⁸⁾ 菊池（2022）396頁脚注79）参照。

⁹⁾ 原々審及び原審では、Y₁が本件通知の処分性を認めない主張をしているのに対し、Y₂は本件通知の処分性を認め争わないとしていた。なお、上告審では、Y₂は、裁判所からの期日外釈明を受けて、被扶養者非該当通知に処分性が認められないと主張を変更したとされる（森田（2023）91頁）。

び原々審は、本件通知の処分性について、上記最高裁判決の定式を引用しつつ、本件通知の主体は、「公法人である健康保険組合であり、本件通知の内容は、Xの妻Aが被扶養者に該当しないという認定であり、その効果は、この認定を前提として、被保険者であるXが家族療養費その他の保険給付を受けることができなくなるということであると考えられ」、本件通知は、「保険給付に係る行政処分に密接に関連する前提事実の認定としての性質を有し、それにより、Xの保険給付の範囲及びその内容という保険給付に係る公法上の権利関係に影響が生じること他にならず、公権力の行使に当たる行為に該当するといえる」として、本件通知の処分性を認めている。

(2) 本判決は、原審及び原々審と同様に本件通知の処分性を認めているが、その理由付けについては下記のような論理を展開する。

前述判旨2では、「健康保険制度を含む医療保険制度全体の下」において、①被保険者の親族等が被扶養者に該当することは、被扶養者に係る保険給付が行われるための資格としての性質を有する、②その該当性の判断により、被保険者の親族等に適用される医療保険の種類が決まる、③被扶養者に係る被保険者証が交付されない場合には、被保険者の親族等に生活上の相当の不利益が生ずる、として、被扶養者該当性の判断がいかなる法的帰結をもたらすのかを示す。次いで、このような法的帰結をもたらす被扶養者該当性についての健康保険組合の判断は、「被保険者及びその判断の対象となった親族等の法律上の地位を規律するもの」であり、その判断は被保険者資格の確認手続と同様に、「早期に確定させ、適正公平な保険給付の実現や実効的な権利救済等を図る必要性が高いもの」であるとする。そして、以上の点に鑑み、被扶養者該当性についての健康保険組合の判断は、「健康保険組合においてその認定判断をし、その結果を被保険者に通知することを当然に予定しているものと解される」として、本件通知の処分性を認めている。

原審及び原々審判決は、被扶養者該当性の判断の結果により、被保険者であるXが被扶養者に係る保険給付を受けることができなくなるということになるという帰結をもたらすこともありうることを示している。この点、被扶養者に係る保険給付が行われるための資格としての性質を有することを示す本判決は、その効果と性質を示す点で上記①と同旨である。これに加え、本判決では、上記②及び上記③に掲げるように、被保険者のみならず、被扶養者への影響（上記②）や不利益（上記③）を考慮しているようにも読める。

上記②は、国民皆保険制度の下では、当該親族が健保法上の被扶養者に該当しない場合には、国民健康保険法の適用を受けることになり、国民健康保険料等が徴収され、国民健康保険による保険給付を受けることになることを指すものと解することができる。

また、上記③は、判旨1のように、「被保険者の親族等が被扶養者には該当しないと判断され、被扶養者に係る被保険者証が交付されない場合には、国民健康保険の被保険者の資格の取得につき届出をしない限り、適時に適切な診療を受けられないおそれがある」ことを指すものと解することができる。ここでは、健保法上の保険給付の受給権者となり得る「被保険者」ではなく、「被保険者の親族等」の不利益を考慮しているように読める。健保法単体でみると、被扶養者に該当しないという判断は、被保険者の親族等が健保法110条1項所定の療養を受けたとしても、被保険者が家族療養費の保険給付を受けることができない、ということの意味する。これにより、被保険者の経済上の負担や圧迫が生じることから、被扶養者に係る被保険者証が交付されない場合に健保法上で不利益を直接被るのは、家族療養費を受給できない被保険者である¹⁰⁾。しかし、上記③において、本判決はこうした視点からではなく、被保険者の親族等それ自身の「生活上の相当の不利益」にも着目し、国民皆保険制度の下、被扶養者に係る被保険者証が交付されない場合には、当該親族等につ

¹⁰⁾ 被保険者の被扶養者には、健保法による被保険者資格の取得の確認について法律上の利益はないとする事案がある（東京地判昭和58年1月26日判タ497号139頁）。

いては、国民健康保険の被保険者の資格の取得につき届出をしない限り、適時に適切な診療を受けられないおそれが生じると考えていると見られる¹¹⁾。

(3) 以上のような点を踏まえると、本判決は、こうした被保険者及び被扶養者たりうる当該親族への影響は、その前提として、判旨1で示した点を踏まえた「健康保険制度を含む医療保険制度全体の仕組みの下」で生ずるものであると考えているように思われる。そして被扶養者該当性についての健康保険組合の判断は、「被保険者及びその判断の対象となった親族等の法律上の地位を規律するもの」であり、被保険者のみならず、当該親族に対しても大きな影響を与え、とりわけ当該親族の医療保険制度上の法的地位の早期確定が、適正公平な保険給付の実現に結びつくことから、実効的な権利救済の必要性が高いとして、本判決は被扶養者非該当通知の処分性を認めていると理解することができよう。この点で本判決は、従来の理解から踏み込んだ判断をしているものといえる¹²⁾。

(4) また、処分性を判断するにあたり、行為の公権力性とともに、法律上の地位に対する影響の要素が求められ、後者については、行政庁の行為が国民の法律上の地位に直接かつ具体的に影響を及ぼすような法的効果を有するかが問題となる。この点、被扶養者認定の判断は、法令に明示されているものではなく、また、家族療養費等の家族給付の受給主体は被保険者であることから、厳密な意味で、健保法上の被扶養者自身の権利義務に変動を及ぼすものではない。またその影響とされる上記②や③は必ずしも直接的かつ具体的なものとはいえない抽象的なおそれに過ぎないところ、本判決は比較的柔軟に「法律上の地位に対する影響」を解していると思われる。この点につき本判決は、判旨2冒頭で示したように、「被扶養者に係

る保険給付に関する法律関係は、事柄の性質上、多数の者について生じ得る」ものである点に着目し、その実効的な権利救済等を図る必要性の高さを認め、また、被扶養者に係る被保険者証の交付や定期的な確認といった被保険者資格との類似性に着目して、被扶養者該当性に係る認定判断の通知に処分性を有していると解釈する端緒を求めていると考えられる。

このような本判決の理解は、処分性を柔軟に認めてきた近年の最高裁判例の動向に沿うものであり、医療保険制度上の法的地位の早期確定が求められる、かつ、その実効的な権利救済を図るという点では、妥当であるといえる。

3 健保法189条1項と本件通知に対する不服申立て

(1) 健保法189条1項所定の「被保険者の資格に関する処分」の文言からすると、被扶養者の認定について、これを被保険者の資格に関する処分に読み込むことは難しく、従来の実務でも、健保法189条1項に基づく不服申立てをすることができない理由の1つとして挙げられていた。

原審では、本件通知の処分性を肯定しながらも、健保法189条1項の不服申立ての対象にはならないとした。その理由として、健保法189条1項にいう「被保険者の資格に関する処分」は、健保法39条1項所定の被保険者資格の取得・喪失の確認に対応するものであり、被扶養者の認定は同条所定の確認の対象ではないことを挙げる。原審の健保法189条1項に関する解釈は従来の実務にも適合したものであるが、この場合、後述のように、被扶養者該当性をめぐる紛争における権利救済の方法として、現実的には実効性を欠く面がある¹³⁾。また、原審のような解釈は、実質面を重視して被扶養者非該当通知の処分性を認める一方で、法形

¹¹⁾ 森田(2023)は、「被保険者の親族等は、被保険者証が交付されないなど、適時に適切な診療を受けられないなどの生活上の相当の不利益を受けることとなる」としている(p.91)。

¹²⁾ このような理解を前提とすれば、健保法における被扶養者及び家族療養費等の家族給付の法律関係をめぐる従来の理解(例えば、被扶養者を被保険者の従属的な地位に置く健保法上の法律関係)との整合性が本判決とは別に問題となり得る。

¹³⁾ 森田(2023)92頁。

式面を重視して健保法189条1項所定の不服申立ての対象にならないとするものであり、解釈姿勢として一貫しない面があるとの指摘も見られる¹⁴⁾。

(2) 本判決は、健保法189条により特別の不服申立制度を設けた趣旨、すなわち健保法189条1項所定の被保険者資格等に関する処分について、多数の被保険者等の生活に影響するところが大きいこと等に鑑み、「簡易迅速な手続によって被保険者等の権利利益の救済を図る」という趣旨であるとし、その趣旨は被扶養者の認定判断の結果の通知にも妥当するとしている。このような趣旨に関する解釈を根拠に、健康保険組合が被保険者に対して行うその親族等が被扶養者に該当しない旨の通知も、健保法189条1項所定の「被保険者の資格に関する処分」に該当する旨を判示する。先の指摘からすると、本判決では、「簡易迅速な手続によって被保険者等の権利利益の救済を図る」といった実質面から解釈姿勢を一貫させたことになろう。

(3) 以上のように、法規定の文言からするとやや困難とも思われるところ、処分性を認めた被扶養者非該当の通知を健保法189条1項所定の「被保険者の資格に関する処分」に該当すると解する実質的な利点の1つは、これまでの不服申立てとの関係で第三者性を担保することができる点にある¹⁵⁾。

先に述べたように、従来の実務では、被扶養者非該当通知は健保法189条1項の不服申立ての対象外であり、行政不服審査法による通常の不服申立ては可能であると理解されていた。ただしこの場合、健康保険組合には上級行政庁がないため、被扶養者非該当通知を行った健康保険組合に不服申立てを行うことになり¹⁶⁾、権利救済の方法としては、実効性を欠く側面があった。本判決の解釈を通じて、被扶養者非該当通知が健保法189条1項の不服申立ての対象となる実務上の取扱いがなされるとすれば、実効性のある権利救済として一歩前

進することになろう。

(4) なお、本判決では、「健康保険組合が被保険者に対して行うその親族等が被扶養者に該当しない旨の通知」に対して、健保法189条1項所定の「被保険者の資格に関する処分」に該当すると判示する。このため、判旨2のように、被扶養者の親族等が被る不利益にも着目し、被扶養者該当性の判断が「被保険者及びその判断の対象となった親族等の法律上の地位を規律するもの」であるとすれば、本判決の延長線上の問題として、被扶養者非該当通知に対する「その判断の対象となった親族等」による健保法189条1項の不服申立ての可否といった問題があり得ると思われる。この点については、本事案の対象外であり、本判決も視野に入れていないところではあるが、本判決の展開問題の1つとして考えられよう¹⁷⁾。

4 審査請求期間の徒過

(1) 本判決は、本件審査請求が、社会保険審査官及び社会保険審査会法4条1項（平成26年法律第69号による改正前のもの）に定める主観的審査請求期間、すなわち、「処分があったことを知った日も翌日から起算して60日以内」を徒過していることを理由に、Y₂に対する裁決取消を不適法とし、これにより、Y₁への処分取消請求も審査請求前置を踏まえていないので不適法とした。

(2) 本判決の多数意見は、審査請求期間の徒過という事実のみを指摘して、上記の結論を導き出している。これに対し、「教示の懈怠があったと思われる本件においても」、社会保険審査官及び社会保険審査会法4条1項ただし書きの「正当な事由」があり、審査請求期間を徒過した不適法な審査請求とはいえないとする宇賀克也裁判官の反対意見が付されている。従来審査請求実務では、被扶養者の認定・不認定については、健保法189条1項所定の不服申立ての対象外であると理解され

¹⁴⁾ 森田（2023）92頁。

¹⁵⁾ この点を指摘するものとして、匿名解説（2023）35頁がある。

¹⁶⁾ 島崎（2016）621頁脚注9を参照。

¹⁷⁾ 本件通知の処分性を認めるにあたり、被扶養者認定の判断の対象となった親族等の法律上の地位に言及していることと、不服申立てにおける被扶養者の位置付けとの関係等については、問題として残されているといえる。

ていたこと、また、本件認定の時点では本件通知に処分性が認められるかどうか不明確な状態にあったこと、さらに、事実関係からは、本件通知において、健康保険組合から不服申立て等の教示がなされていた事実を読み取ることはできないといった状況を踏まえると、審査請求期間の徒過という事実のみをもって、不適法と判断する点には疑問が残る。

5 おわりに

本判決は、被扶養者非該当通知につき、健康保険法189条1項所定の被保険者の資格に関する処分に該当することを明らかにしている。被扶養者概念は、健康保険法に限らず、船員保険法（2条9項）、国家公務員共済組合法（2条1項2号）、地方公務員等共済組合法（2条1項2号）、私立学校教職員共済法（25条による国家公務員共済組合法の準用）にも見られる。国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法とは別に規律されているので、本判決の射程が及ぶか否かについては検討を要するが、少なくとも、健康保険法とほぼ同様の規定をおく船員保険法については、同様に本判決の射程が及ぶと解してもよいであろう。

また、本判決では、審査請求期間の徒過を理由に審査請求が不適法であると判断されたことにより、原審及び原々審で争われた被扶養者認定の判断における健康保険組合の裁量権の問題について

判断は示されていない。この点、「被扶養者に該当するか否かについての要件裁量が認められているとは解されない」とする反対意見が示されており、問題として残されている。

参考文献

- 岩村正彦（2001）『社会保障法Ⅰ』，弘文堂。
宇賀克也（2021）『行政法概説Ⅱ 行政救済法【第7版】』，有斐閣。
菊池馨実（2022）『社会保障法〔第3版〕』，有斐閣。
厚生省保険局健康保険課編（1955）『健康保険被扶養者認定の手引』，社会保険法規研究会。
児玉弘（2023）「判批」法学セミナー821号，pp.124-125。
塩野宏（2019）『行政法Ⅱ〔第六版〕 行政救済法』，有斐閣。
全国社会保険協会連合会（2001）『社会保険審査官及び社会保険審査会法の解説』，全国社会保険協会連合。
島崎謙治（2016）「判批」社会保障研究1巻3号，pp.617-622。
匿名解説（2023）「判批」判例タイムズ1507号，pp.33-36。
徳本広孝（2023）「判批」法学教室511号，p.134。
廣部正義編（2019）『改訂版 健康保険被扶養者認定Q&A』，健康と年金出版社。
法研（2017）『健康保険法の解釈と運用 平成29年度版』，法研（編著者不詳のため，法研（2017）として引用する。）。
林健太郎（2023）「判批」判例秘書ジャーナル文献番号HJ100173，pp.1-12。
山本紗知（2023）「判批」新・判例解説Watch（Web版）文献番号z18817009-00-022402343，pp.1-4。
森田亮（2023）「判解」ジュリスト1588号，pp.90-93。

（はらだ・けいいちろう）